

○宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条に基づく特殊擁壁の大臣認定（フロー）

a. 概要

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行う宅地造成に係る擁壁については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項第二号及び第9条から第12条までにその種類と構造が定められているが、これらと同等以上の効力があると国土交通大臣が認めたものについても同様に使用することができるとしている。（同令第17条）

b. 認定の手続き

